

知っておきたい 定額減税の調整給付のポイント

定額減税では、企業が従業員等に行う月次減税事務等だけではなく、減税しきれないと見込まれるものが対象となる市区町村の調整給付に関する疑問も聞かれます。

そこで今回は、現時点における内閣官房への取材や自治体向けの Q&A 等の資料に基づき、調整給付のポイントを Q&A 形式でお伝えします。

Q 1 : 調整給付の概要は？

調整給付とは、納税義務者本人及び同一生計配偶者と扶養親族(国外居住者を除く)に基づき算定される定額減税可能額が、当該納税義務者の令和 6 年分推計所得税額又は令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎に算定した額を市区町村から支給するものです。

納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は定額減税の対象外となり、調整給付も行われません。

Q 2 : 給付を受ける手続きは必要？

市区町村から届いた書類を返送する手続きが必要で、申請期限もあります。

一方、公金受取口座を登録(自身が保有する預貯金口座を給付金等の受取のための口座として、国に任意で登録)している場合には、返送手続きが不要とされることもあります。

また、書類を基にオンライン申請ができることもあります。

※各市区ウェブサイトに基づく調整給付の案内例

市区名	手続等
福岡県 筑紫野市	支給対象者には、確認書を 7 月下旬から順次発送予定。 確認書が届いたら内容を確認し、必要事項を記入のうえ、 必要書類を添えて同封している返送用封筒にて返送。 提出期限は令和 6 年 10 月 31 日(消印有効)。提出より 1 ヶ月程度で支給予定。 
熊本県 熊本市	支給対象者には、7 月 26 日に「支給案内通知書」又は「支給確認書」を発送。 ・「支給案内通知書」の対象者は支給手続き不要。8 月 16 日に、通知書記載の金額を支給。 ・「支給確認書」の対象者は確認書が届いたら、下記いずれかの手続きが必要。 ①確認書に必要事項を記入し、関係書類を添えて返信用封筒で返送。 ②確認書内に記載の QR コードを読み込み、電子申請を行う。 提出期限は令和 6 年 10 月 31 日(消印有効)。 確認書の受付後、内容確認が完了した方から令和 6 年 8 月 16 日(金)以降に順次支給。 

Q 3 : 給付はいつから始まる？

市区町村が、調整給付の金額の算定等の事務処理を進める事務処理基準日は、令和 6 年 6 月 3 日が目安とされています。そのため、基本的には令和 6 年夏以降が支給時期の目安となります。これは、令和 5 年の所得状況(所得税・個人住民税)に基づき、定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額が支給される「当初給付」です。

その後、令和6年分の所得税と定額減税の実績の額が確定し、上記の当初給付では金額が不足する場合に、追加で給付される「不足額給付」があります。不足額給付は、令和7年以降に実施されます。

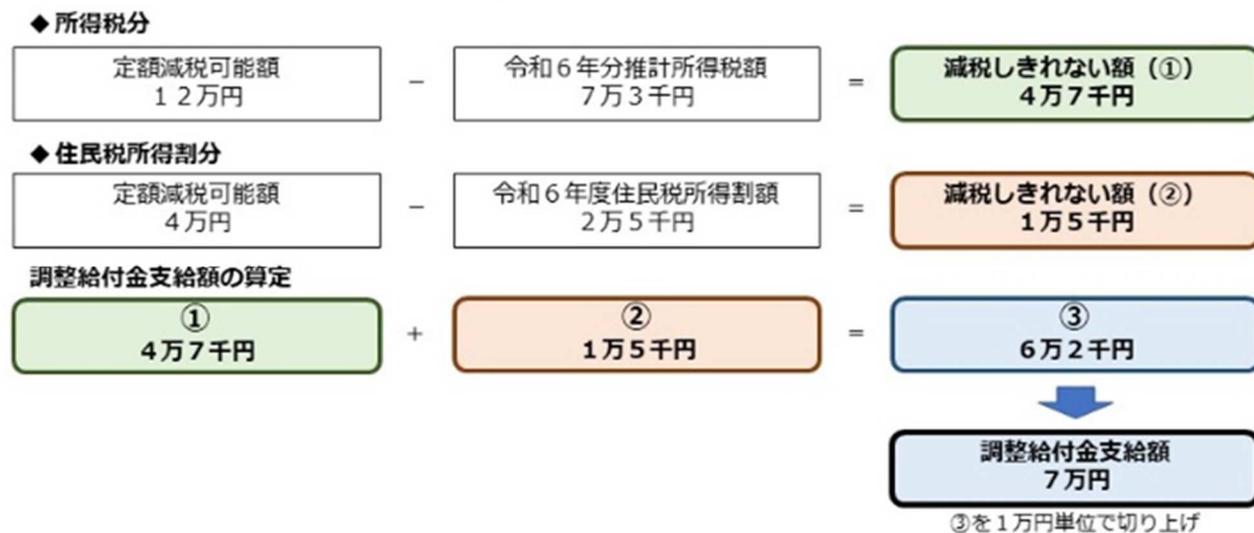
Q4：給付単位はいくら？

1万円単位となります。

給付の金額の算定が8千円となる場合は1万円が、1万2千円の場合は2万円が給付されることになり、1万円単位で切り上げられます。

【納税義務者本人が妻と子供2人を扶養している場合】

納税義務者本人の令和6年分推計所得税額（減税前）7万3千円、令和6年分個人住民税額2万5千円
 所得税分定額減税可能額：3万円×（本人+扶養親族数3人）=12万円
 個人住民税分定額減税可能額：1万円×（本人+扶養親族数3人）=4万円



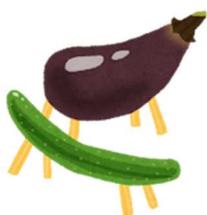
Q5：令和6年分の所得税額が令和5年分より増加したことで、当初給付が本来よりも過大となった場合は、過大となった金額分を返還する必要があるのか？

当初給付は、令和5年分所得税額により令和6年分所得税額を推計して行うため、令和6年分の所得税及び定額減税の実績が判明した際、過大に給付を行っていたことが判明する可能性もありますが、返還は不要です。

Q6：所得税額と個人住民税所得割額が0円の場合の調整給付はどうなる？

所得税と個人住民税所得割ともに減税前の税額がない場合、定額減税と同様に、これを補完する当初給付の対象にはなりません。

119 令和6年8月5日発行 【担当】内田 翔伍（筑紫野オフィス）



税理士法人昴のお盆休みは、

8月13日(火)～8月15日(木) です。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。